富良野市オンデマンド交通運行条例（案）

令和８年４月１日条例第〇号

（目的）

第１条　この条例は、富良野市オンデマンド交通（以下「オンデマンド交通」という。）の運行に関し必要な事項を定め、市民の生活交通手段を確保し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、オンデマンド交通とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第４条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けた一般旅客自動車運送事業者に委託し、規則で定める運行区域を、利用対象者からの予約を受けて、乗車場所から降車場所まで乗合で運行するものをいう。

（運行内容）

第３条　オンデマンド交通の運行区域、乗降場所、運行日、運行時間については、規則で定める。

（利用対象者）

第４条　オンデマンド交通を利用することができる者は、富良野市に住民票を有する者とする。

（運賃）

第５条　オンデマンド交通を利用する者の運賃は、次に掲げるとおりとする。

(1)　一般（中学生以上）	400 円
(2)　高齢者(75 歳以上)	200 円
(3)　子育て世帯（小学生以下のこどもと同乗する保護者）	200 円
(4)　妊娠されている方	200 円
(5)　障がい者、及びその介護者	200 円
(6)　こども（小学生）	100 円
(7)　未就学児	無料

（利用の制限）

第６条　市長は、運行上危険がある、又は運行上支障があると認めるときは、オンデマンド交通の乗車を拒み、又は降車させることができる。

（運行の制限）

第７条　市長は、災害その他特別の理由によりオンデマンド交通の運行上支障があると認めるときは、運行を変更し、又は中止することができる。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。